

「膝づめミーティング」における意見・提案の第二次戦略計画素案への反映状況・考え方

「膝づめミーティング」第1部県の政策課題(「文化力」と「新しい時代の公」に基づく県政の展開)でいただいた意見・提案を中心に素案への反映状況と考え方を整理しています。

< 記載内容 >

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方

(1) **意見項目** 県内の市町長からいただいたご意見を項目ごとに整理しています。

(2) **発言概要** 市町長からいただいたご意見の概要を取りまとめ、記載しています。

(3) **対応** 素案への反映状況や今後の取り扱いについて記載しています。記載方法は次の6種類です。

「素案に反映している」

- ・県の取組方向についての意見であって、施策の取組方向や基本事業の目的に意見と同方向の考え方が素案に反映されているもの。

「素案に一部を反映している」

- ・意見の一部分について、素案に反映されているもの。

「素案には反映していないが、中間案に向けて検討する」

- ・素案の段階では反映していないが、基本事業の主な取組内容を明らかにする中間案に向けて検討するもの。

「計画の展開の中で検討していく」

- ・事業レベルの課題と受け止め、4年間の計画を展開していく中で、検討していくもの。

「第二次戦略計画に反映することは難しいが、今後引き続き検討していく」

- ・現時点で第二次戦略計画に反映することはできないが、中長期的な県政の課題として今後さらに検討していくもの。

「計画に反映することは困難」

- ・ ~ について検討したが以下の理由から計画に反映することが困難なもの。
- ・事業主体が県以外のもの。
- ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
- ・第二次戦略計画における県の考え方と相容れないもの。

(4) **関係施策(該当頁)** 素案のどの施策に関係する内容か施策番号と該当頁を記載しています。複数の施策に関係する内容は施策番号と該当頁を複数併記しています。

(5) **第二次戦略計画素案への具体的反映状況・考え方** 素案に反映した内容や反映できなかった理由、県の考え方を記載しています。

1. 計画の基本的な考え方

番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方
1	新しい時代の公	住民との協働について、県においても一層の協働のあり方を具体的に示し、住民に示せるようなモデルプロジェクトなどを提示することも良いのではないかと。		計画の基本的な考え方 (P3)	協働のあり方については、個々の事業によって異なると考えており、平成18年度の実践提案事業では、「新しい時代の公」の代表的な実践事例21事業を選びました。この21事業の中には「新しい時代の公」のモデル的な取組になるものもあると考え取り組んでいるところです。
2	新しい時代の公	「新しい時代の公」だが、市民にも様々な考え方の方がみえる。「公づくり」のツール(マニュアル)をつくっていただけませんか。		計画の基本的な考え方 (P3)	県民の皆さんに対しては、パンフレットの配布や県政だより、ケーブルテレビの活用などにより「新しい時代の公」の基本的な考え方が県民に浸透するよう取り組んでいるところです。また、「新しい時代の公」の視点から事業を実施するためのツールとして、「県が事業に取り組む際の3つのポイントガイドライン(案)」を作成し、第二次戦略計画策定のための作業ツールとして使用しています。今後このガイドラインは職員の仕事の進め方の指針としてさらによりよいものにしていきたいと考えており、市町の職員の皆さんにも参考にしていただければと思います。
3	文化力	文化力は新しいものをどうつくるかでなく、いまあるものをどう売り込むかだと思います。地域資源を生かした取組に県として支援をお願いしたい。		計画の基本的な考え方 (P3)	文化力を高め、生かすためには、多様な文化ストックを発掘、活用し、循環させて地域の魅力や価値を高めるとともに、さまざまに交流、連携する中で新たな文化や価値の創造につなげること、そして文化や価値の多様性と調和を確保することが大切と考えており、第二次戦略計画の策定にあたっては、それらの視点で政策を見直しています。 一方で、県域より小さな「地域づくり」に関しては、行政の主体としては市町が担っていただくものと考えており、県は市町を中心とした取組を尊重し、これを支援・補完する役割を担うこととしています。

4	文化力	<p>○文化力を生かした取組として、具体的にどんな施策、事例があるのか、示すべきである。</p> <p>○文化力は、施策展開の切り口、哲学に止めておいた方がよい。具体化するのとは別の施策でやるべき。</p>		計画の基本的な考え方 (P3)	<p>第二次戦略計画においては、「新しい時代の公」と文化力をもとに県政を展開していくことにしており、政策のあり方、政策の質を変えるべく、文化力の考え方で全ての政策の見直しを進めています。</p> <p>文化力は、全ての政策のベースに置き、発想の転換を図り、中長期的に社会の体質改善を進めていくものであり、文化力政策のような一連の取組を打ち出し、進めることは考えていませんが、モデル的、象徴的な取組は中間案に向けてお示しできるよう進めています。</p>
5	文化力	<p>古来大事にしてきた日本の文化、「和式の文化」こそが社会力であり、まさに「文化力」だと思う。</p>		計画の基本的な考え方 (P3)	<p>文化は、長い時間をかけて育まれてきた知恵と工夫の結晶であり、暮らしの営みの履歴ともいえるものです。ただ、文化の本質の一つとして多様性があると考えており、第二次戦略計画においても、個別の文化の内容に踏み込んで評価するのではなく、その文化の持つ力を生かし高めていくことが大切と考えています。</p> <p>なお、三重の持っている地域資源を生かす取組として、「こころのふるさと三重」づくりをテーマとした集客交流・文化発信の中長期戦略について検討を進めているところです。</p>
6	地域政策	<p>次期戦略計画地域編について、市総合計画など「地域」との整合性をもった形で策定いただきたい。</p>		計画の基本的な考え方 (P10)	<p>第二次戦略計画素案では、地域政策の考え方として、県域全体を対象とした「県土づくり」と、それよりも小さいエリアを対象とした「地域づくり」の二つの方向で取り組んでいくこととしています。また、中間案では、地域編において、県内で地域づくりに取り組んでいる方々の参考資料として、計画の期間中に、地域において県がどのような事業を実施しようとしているかをお示ししていきます。</p> <p>地域編は、本編、特に第二編の政策・事業体系の中から、地域単位で整理できる県の主な取組を示したものであり、各市町の総合計画の内容と必ずしも一致するわけではありませんが、地域政策の展開にあたっては、行政の主体として県が担う県土づくりと市町が担う地域づくりは密接に関連していることから、十分な連携のうえに進めていくことが重要であると考えています。</p>

7	地域政策	<p>当市が取り組んでいる地域マネジメントシステムは、「新しい時代の公」の考え方にも通じるものである。多様な主体により取り組まれる地域づくりであり、県も協働への支援をお願いしたい。</p>		<p>計画の基本的な考え方 (P10)</p>	<p>市町には、地域経営の総合主体として、地域における新たな価値を創出し続け、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進めることが期待されています。県は、地域主権の社会の実現を図るため、こうした地域づくりに対して法律等に規定された事業を行う主体として参画するとともに、市町の取組を支援し、市町では取り組むことができない事業を補完する役割を担うものと考えています。</p> <p>ご要望の点については、具体的に検討のうえ、県が担うべき役割があれば、多様な主体の一員として担うとともに、地域づくりの取組への支援を行いたいと考えています。</p>
8	地域政策	<p>基礎自治体である市町には逃げ場がない。効率的に29市町が動かないと県の力にならないといった意味で、29市町をどのように経営するかという視点を県は是非持っていただきたい。</p>		<p>計画の基本的な考え方 (P10)</p>	<p>第二次戦略計画素案では、地域政策の考え方として、県域全体を対象とした「県土づくり」と、それよりも小さいエリアを対象とした「地域づくり」の二つの方向で取り組んでいくこととしています。</p> <p>市町には、地域経営の総合主体として、地域における新たな価値を創出し続け、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進めることが期待されています。そのため、県は、市町を中心とした地域づくりの取組を尊重し、これを支援・補完する役割を担うものと考えています。</p> <p>個々の市町の経営に県が関わるということは適当ではありませんが、地域政策を展開するにあたって、県土づくりと地域づくりは表裏一体であることから、県政の最大のパートナーとして、連携を強化して取り組んでいきたいと考えています。</p>
9	地域政策	<p>補完性の原理を徹底し、市町の考えを今まで以上に尊重して頂きたい。市町の総合計画を見てもらえば、おのずと県の役割は分かるはず。市町と連携せず、県が直接、住民に働きかけるべきではない。</p>		<p>計画の基本的な考え方 (P10)</p>	<p>第二次戦略計画素案では、地域政策の考え方として、県域全体を対象とした「県土づくり」と、それよりも小さいエリアを対象とした「地域づくり」の二つの方向で取り組んでいくこととしています。</p> <p>市町には、地域経営の総合主体として、地域における新たな価値を創出し続け、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進めることが期待されています。そのため、県としては、市町を中心とした地域づくりの取組を尊重し、これを支援・補完する役割を担うものと考えています。</p> <p>また、個々の施策・事業の展開においても、行政の主体として県が担う県土づくりと市町が担う地域づくりは密接に関連していることから、十分な連携のうえに進めていくことが重要であると考えています。</p>

2. 施策・基本事業の取組

一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方
10	学校教育の充実	教育の問題が大事。上の人を尊敬することを根本的に教育からやり直さなければいけない。このことこそ基本的に変えていかないとため、そんな人間性を作っていく三重県にしていきたい。		122 (P38)	子どもたちが、幼稚園や小学校低学年から、命の大切さや善悪の判断、社会のルールなどを学び、思いやりの心を育てる教育を推進していくこととしています。
11	多文化共生	在住外国人は、言葉の問題があっけきちんとした公教育が受けられない。母国の教育（特に国語と社会）を受けられることも大事であり、県で空き教室などを使って1箇所を集めて教育できないか。		(1) 511 (P214) (2) 122 (P38)	(1) 施策「多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進」において、多様な主体との連携・協働により、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、安心して共に生きていけるような多文化共生社会づくりに取り組んでいくこととしています。 (2) また、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導を継続して行うとともに、学校生活に適応していくための指導体制の整備を進めていくこととしています。母国の教育については、各学校の教育課程内での実施は難しく、地域の関係NPO団体等と連携し検討していきたいと考えています。
12	文化振興	地元の人たちと協働して地域の生活文化、歴史文化を掘り起こす作業をしているが、合併した自治体においては、この作業が大事なのではと思っている。財源的にも、人材的にも制限があり、支援をお願いしたい。		131 (P48)	地域の歴史的・文化的資産を守り、伝えていくことは重要であり、施策「文化にふれ親しむことができる環境づくり」において、歴史的資産等が発掘、保存、継承され、地域づくりの資産として生かされる取組を行っていききたいと考えています。 このなかで、市町が行う取組に対する県の支援について検討していきたいと考えています。

安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方
13	産業政策	農家の収入補填財源の確保のため、主要道路の両幅50メートル以内の農地転用と開発を認めていただきたい。		224 (P78)	農地の転用許可には、農地区分（農地としての重要性）、必要性、代替地の有無、適正規模、転用の確実性、緊急性などの審査基準があり、これら基準は法令により規定されており、個別の案件により適正に審査しなければなりませんので、次期戦略計画に反映することは困難です。また、転用するには農振・農用地区域からの除外が不可欠であり、市町の自治事務となっていますが、これは県の同意が必要であり、除外要件は転用許可と同様に法令に明記されているため、事前に県担当にご相談ください。
14	産業政策	中勢地域の産業政策についてだが、伊賀、名張を含め、三重県の真中の中勢がもう少し元気でなければ南勢へ波及もしていかない。考えていただいているだろうが、見直しをお願いしたい。		231 (P94) 232 (P98)	県内各地域の活力を上げていくため、地域の農林水産物、職人の技、伝統文化、ものづくり基盤などの地域資源を生かした地域産業の振興への取組を促進していくこととしています。また、それぞれの地域の既存の産業ポテンシャルを生かしながら、次世代産業分野への取組を進めていきたいと考えています。
15	観光振興	観光局ができたので、三重県全体をどのような感じで、市町と三重県とが協働していくのか。		233 (P104)	三重県観光振興プランに基づき、観光産業を21世紀のリーディング産業としてとらえ、観光構造の変革（新しいツーリズムへの対応、高付加価値化への対応、多様な主体による観光地の魅力づくりへの対応）を通じて、国内外の観光地間競争に生き残っていけるような観光地づくりを展開していくこととしています。 観光振興は、民が主役、行政は支援に徹するとの基本姿勢のもと、戦略的な情報発信・誘客、多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり、観光客の快適性に資する社会基盤整備について、地域の主体的な取組を積極的に支援していきます。
16	観光振興	菰野町の文化力UPには、湯の山の活性化が欠かせない、おかみさんの会「きらら」もできたので取組みを進めたい。		233 (P104)	市町など地域が主体となり、多様な主体が参画して取り組む観光の魅力づくりにむけ、三重県観光振興プランに基づき、観光プロデューサーや三重県観光販売システムズを中心とした支援を積極的に行っていくこととしています。

17	観光振興	桑名市は伊勢路のスタート位置にあり、県と一緒に遷宮を機に取り組んでいきたいので支援いただきたい。		233 (P104) 620 (P296)	市町など地域が主体となり、多様な主体が参画して取り組む観光の魅力づくりにむけ、三重県観光振興プランに基づき、観光プロデューサーや三重県観光販売システムズを中心とした支援を積極的に行っていくこととしています。 また、2013年の御遷宮を視野に、「こころのふるさと三重」づくりをテーマとした集客交流・文化発信の中長期戦略についての調査を行っているところであり、中間案に向けて展開方向を検討していきたいと考えています。 御要望の点につきましては、戦略を具体的に展開する中で検討していきたいと考えています。
----	------	--	--	------------------------------------	---

安全な暮らしの確保と安心できる生活環境の創造

番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方
18	危機管理	町民保護計画と防災計画について、避難などは同じであり、一本化できないか。		311 (P114)	国民保護計画は、国民保護法に基づき、作成するものです。この計画は、地域防災計画の内容を参考に定められる事項もありますが、自然災害等の発生時では想定されない地方公共団体の区域を越えた避難に関する事項や生物兵器、化学兵器を用いた武力攻撃に伴う災害への対処など武力攻撃事態に特有の内容も多いことから、地域防災計画とは別の計画として作成することになっています。
19	七里御浜の浸食対策	海岸の浸食対策において、国立公園の法的な部分でのクリアが難しい。海岸浸食対策について特区的なものがないか。(尾鷲熊野道路整備工事で発生する建設残土を海岸浸食対策に使えないか。)		312 (P120)	沿岸住民の安全安心を確保するため、また環境面、利用面の観点から、潜堤、人工リーフ及び養浜工の整備を計画的に推進しています。ご要望の建設残土の使用につきましては、既に一部で実施しており、引き続き実施していきたいと考えています。

20	防犯	安全安心が大切である。交番が整理されてきて、軽微な犯罪が増えているように感じる。警察体制の充実をお願いしたい。		322 (P128)	県内の刑法犯認知件数は、平成15年以降3年連続減少していますが、その総数は10年前の約2倍と未だ高水準で推移しており、警察体制の一層の充実強化が必要と考えています。 このことから、引き続き、「地域安全対策の推進」を次期戦略計画の施策に掲げ、交番相談員の適正配置による警察官不在時における届出、相談等受理体制の充実や、警察官のパトロール活動の強化による犯罪の徹底検挙と抑止に努めます。 また、装備資機材等の整備・充実による業務の合理化、交番・駐在所の整備などを通じて警察体制の充実を図り、県民の「安全・安心」の確保に取り組んでいきます。
21	医療体制	救急医療体制について、四日市や南勢では県も役割を果たしていただいているが、中勢の場合はどうか。 二次救急医療体制のあり方の議論が必要ではないか。 医療体制については、基礎的自治体同士の中で調整していくことが困難な問題であるため、県が役割を果たせないか。		341 (P158)	救急医療体制の整備は非常に重要な課題であり、引き続き施策「医療体制の整備」の中で積極的に取組を進めることとしています。

持続可能な循環型社会の創造

番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方
22	自然環境の保全・活用	県は自然を砂防法、森林法などで乱開発から守ってもらいたい、市も水源条例などで補完している。		422 (P194)	施策「森林の持つ公益的機能の発揮」において、保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、関係市町と連携しながら、森林の適切な保全や利用の促進を引き続き図っていくこととしています。
23	自然環境の保全・活用	長期的にこの熊野古道に足を運んでくれる取組として、「森林セラピー」を考えている。地域あるいは県全体がプラスになっていくと思うので、県の支援をお願いしたい。		422 (P194)	新たな森林資源の活用促進については、施策「森林の持つ公益的機能の発揮」において、森林文化の振興を図る中で検討していくこととしています。森林セラピーについては、(財)国土緑化推進機構がセラピー基地やセラピーロードの地域指定を行っており、これらの情報収集や情報提供に努めていきたいと考えています。

人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

番号	意見項目	発言概要	対応	関係施策 (該当頁)	戦略計画素案への具体的反映状況・考え方
24	広域行政	国を待つだけでなく、地方は地方でいろいろな切り口で検討を進め、道州制というベースをつくるべきでないか。		512 (P218)	道州制の議論については、めざすべきこの国のかたちをしっかりと描く必要があり、国と地方の役割を整理し、その分担にふさわしい国と地方の政府のあり方を検討すべきもので、道州制はそのあるべき地方政府の選択肢の一つと考えています。この議論は、国が、地方と対等、協力しながら、主導性をもってこの国のかたちを示すことが必要であり、道州制を含めた広域自治体のあり方についての検討に国がどのような姿勢で取り組むのかをしっかりと見据えながら、本県も、近畿や中部の自治体や経済界との研究会に参加したり、全国知事会で議論したりなどして、その検討を深めていきます。
25	広域行政	滋賀県とは日本まんなか共和国などでいっしょに文化の創造みたいなことをやってきたが、今後も三重県としてのスタンスは変わらないか。		512 (P218)	人々の生活や経済活動が県境を越えて拡大する中、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して取り組むことによって、より効果的・効率的に解決していく広域連携の取組強化が求められています。本県では、これまで「近畿・中部圏」「環伊勢湾」「紀伊半島」「日本まんなか共和国」などにおいて、県境を越えた交流・連携に取り組んできたところです。第二次戦略計画素案でも、施策「県境を越えた交流・連携の推進」によって、さらに積極的に、関係府県等との交流・連携に取り組んでいきたいと考えています。
26	広域行政	ごみの問題などこれまで広域行政で取り組んできたが、補完性の原理もあるため、どのような業務を広域化することが望ましいのかについて県から指導的に示していただきたい。		522 (P230)	どのような業務を広域化することが望ましいのかということは、それぞれの業務ごとに、県と市町の役割分担や、それぞれの地域の実情に応じて、市町と意見交換を行いながら整理が行われるべきだと考えています。
27	市町と県の役割分担	県と市町との役割分担については、パワーを持った中間を担う県が基礎的自治体とどう組むか、きちんと議論されなければいけない。 基礎的自治体に委ねられるものは委ね、その中で、市町にパートナーである県の支援をいただきたい。		522 (P230)	素案の施策の取組方向のなかで、基礎自治体優先の考え方にもとづき、県と市町を通じた効率性と県民サービスの向上の観点から役割分担の見直しと連携・協力のあり方を検討し、必要な支援に取り組むこととしています。

28	市町と県の役割分担	地方分権ではできるだけ住民に近いところでサービスを行うことが必要だが、実質の権限を与えられるような権限移譲をお願いしたい。		522 (P230)	権限移譲において県と市町それぞれが担うべき事務については、市町の規模や地域の特性等により異なることから、「権限移譲推進方針」にもとづき、引き続き市町の意向を十分尊重しながら進めてまいります。
29	市町と県の役割分担	コミュニティ再生を基礎的自治体で行っている。地域と目的別団体と協働して市町が行っているため、県の支援をいただきたい。		522 (P230)	素案の施策の取組方向で、市町や住民の主体的な住民自治の取組が進展するよう、必要な支援に取り組むこととしています。
30	市町と県の役割分担	県として、市町村合併に対し、例えば、インフラ整備や救急医療問題など、支援体制をもう一回あらゆる面で少し見直しをしていただきたい。		522 (P230)	合併後の一体的なまちづくりに対しては、引き続き合併支援交付金により財政的な支援を行うほか、建設計画に記載された県事業の実施や「市町村合併支援方針に基づく支援策」に基づく事業を進める中で、県としての支援体制を検討していきたいと考えています。
31	市町と県の役割分担	住民ニーズが高まる中、専門職員の確保が課題となる。権限移譲との関連もあるので、市町と県との間の調整をしてほしい。		522 (P230)	施策の取組方向のなかで、基礎自治体優先の考え方にもとづき、県と市町を通じた効率性と県民サービスの向上の観点から役割分担の見直しを進めるとともに、「権限移譲推進方針」にもとづき、権限移譲に伴い必要な場合は人的支援に取り組むこととしています。
32	地域づくりの支援	21年度に過疎法が失効するが、延長に向け配慮されたい。		531 (P246)	過疎地域自立促進特別法の延長については、過疎地域の自立と振興にあたり重要だと考えており、県としては延長に向けた取組を戦略計画を進める中で検討していきたいと考えています。
33	地域づくりの支援	三重県を眺めても、相当地域間の格差がある。北勢、中勢、南勢、伊賀の四つの地域を考えても、南勢地域があらゆる面について弱いところが多いのではないかと。		531 (P246)	県全体が元気になる上で、地域間格差が課題であり、そのためには、観光振興や交流の拡大が重要な役割を果たすものと考えています。伊勢神宮の式年遷宮や熊野古道の世界遺産登録をチャンスと捉え、観光振興や基盤となる道路の整備等に取り組んでいきたいと考えています。 なお、地域づくりについては、地域が主体となった取組の支援については必要だと認識しており、計画を進めるなかで検討を進めていきたいと考えています。

34	地域づくりの支援	木曾岬干拓地の高度利用について、一日でも早く実現できるようにお願いしたい。		531 (P246)	木曾岬干拓地の高度利用については、重要な課題と受け止めており、計画を進めるなかで、関係する市町や関係機関等と連携しながら取り組むこととしています。
35	東紀州対策	東紀州対策局で県庁内の縦割りの調整、市町との連携を図っていただき、スムーズに事業展開をしていただきたい。		533 (P254)	東紀州対策局は東紀州対策について、総合的な調整をする役割を担っており、素案の作成にあたっては、効果的な事業展開が行えるよう、総合行政の観点から調整を行います。
36	東紀州対策	北と南の格差の是正を大事にしていきたい。		533 (P254)	東紀州地域では、地域経済の低迷により地域の活力が低下しています。施策「東紀州地域の振興」で地域の底力を高める様々な取組を検討しております。
37	東紀州対策	七里御浜の浸食は、文化の喪失、地域資源の喪失。県にもご協力を頂き、「文化力」の回復に配慮をお願いしたい。		533 (P254)	七里御浜に限らず、世界遺産熊野古道をはじめ、東紀州地域の魅力は美しい自然と歴史文化であり、地域の宝を生かしながら、地域振興が行えるよう、取り組む考えです。
38	道路網の整備	企業誘致には、交通アクセスが大きな影響を与える、国道、県道の整備率が上がるように頑張ってもらいたい。		551 (P226)	道路利用者が安全かつ快適に道路を利用することができ、県内外との交流・連携が広がるよう、道路網の整備を推進します。

39	道路網の整備	東海環状自動車道の早期着工をお願いしたい。		551 (P226)	道路利用者が安全かつ快適に道路を利用することができ、県内外との交流・連携が広がるよう、道路網の整備を推進します。ご要望の東海環状自動車道につきましても整備を促進していきます。
40	道路網の整備	北勢バイパスの整備への取り組みをお願いしたい。		551 (P226)	道路利用者が安全かつ快適に道路を利用することができ、県内外との交流・連携が広がるよう、道路網の整備を推進します。ご要望の北勢バイパスにつきましても整備を促進していきます。
41	道路網の整備	道路整備は10ヵ年戦略から、15ヵ年戦略になった、重要度の認定については、市町の意見を反映していただけるよう協議の場を設けてほしい。		551 (P226)	新道路整備戦略（提案にある道路15ヵ年戦略）に基づき、重点的、効率的な道路整備を進めています。ご要望については、新道路整備戦略の見直しを控えていることから、計画を進める中で検討していきたいと考えています。
42	交通政策	鉄道は今後21世紀の地域の文化力向上の大きな基盤整備であるため、JRの電化・複線化を県民しあわせプラン・戦略計画に位置付け、推進をお願いする。		552 (P270)	JR線の複線・電化、利便性向上については、実現に向けて要望活動を行っていますが、JRは完全民営化されたことに伴い、採算を重視した姿勢を一段と強めてきており、なかなか実現に至っていないところです。しかしながら、地域のポテンシャルを高めるため、JR線の重要性は認識しており、利用者の促進を図りながら、中・長期的な課題として、引き続き沿線地域の皆さんとともに、関係機関へ働きかけていきたいと考えています。
43	市町と県の役割分担 職員の意識改革	これからの権限移譲に対応していく上で、人材育成が本当に大事であり、結局は町職員の意識改革、質の向上が大事であるので、県も積極的に乗り出してもらいたい。	(1) (2)	(1) 522 (P270) (2) 610 (P292)	(1)県としては、市町が人材育成や研修に関する基本方針を策定し、それに基づき適切な人材育成が図られるよう助言や情報提供を行い、市町の取組に対する支援等に努めるとともに、業務関連の研修や市町へ出向むいた業務相談などを引き続き行っていきたいと考えています。 (2)また、県では、職員一人ひとりが常に県民の視点に立って業務を行い、それによって得た気づきをもとに不断の改善を積み重ねていくという「経営品質向上活動」を県政運営のベースに据え、職員への意識付けを図っているところです。今後とも経営品質向上活動を基軸として、職員の「感性」を高め、県政の発展につなげていきます。

3. 行政運営の取組

44	新しい時代の公と文化力	<p>○地域コミュニティづくりが求められており、文化力や「新しい時代の公」の取組を歓迎する。さらに前進させ、定着させる必要がある。</p> <p>○文化力とか「新しい時代の公」をいかに実現していくかについては第1に県民の意識改革が大事である。</p>		620 (P296)	<p>第二次戦略計画においては、「新しい時代の公」と文化力をもとに県政を展開していくことにしています。「新しい時代の公」と文化力の考え方について、県民の皆さんや市町に理解を深めてもらえるようPRに取り組んでいきます。</p>
45	文化力	<p>文化力の考え方を市町や県民にわかりやすく説明してもらいたい。</p>		620 (P296)	<p>第二次戦略計画においては、「新しい時代の公」と文化力をもとに県政を展開していくことにしています。県政は、県民の皆さんが主役で、多様な主体が協働して実施することが基本であり、文化力の考え方についても市・町や県民の皆さんと共有できるように、講演会の開催など普及啓発に努めてまいります。</p>